



福岡県医発第 2945 号(総)

平成 25 年 3 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公印省略)

Ｔ Ｐ Ｐ 交 渉 参 加 に つ い て （ 情 報 提 供 ）

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり情報提供がありましたので取り急ぎお送りいたします。

Ｔ Ｐ Ｐ 交 渉 参 加 に つ き ま し て は、本 日、安 倍 内 閣 総 理 大 臣 が 記 者 会 見 を 行 う 予 定 と な っ て お り ま す が、日 本 医 師 会 に お い て も そ の 後、記 者 会 見 を 行 い、メ ッ セ ー ジ を 出 す 予 定 で あ る と い う こ と で す。

日 本 医 師 会 は、世 界 に 誇 る 国 民 皆 保 険 を 守 る た め に、①公 的 な 医 療 給 付 範 囲 を 将 来 に わ た っ て 維 持 す る こ と、②混 合 診 療 を 全 面 解 禁 し な い こ と、③営 利 企 業（株 式 会 社）を 医 療 機 関 経 営 に 参 入 さ せ な い こ と、以 上 の 3 点 に つ い て、引 き 続 き、強 く 厳 し く 求 め て い く 考 え で す。

こ れ ま で に 日 本 医 師 会 が 行 っ て ま い り ま し た、安 倍 首 相 を は じ め と し た 政 府 関 係 者 へ の 申 し 入 れ の 内 容 を 併 せ て お 送 り い た し ま す の で、ご 高 配 の 程 よ ろ し く お 願 い 申 し 上 げ ま す。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

日医発第 1154 号（総医 11）F

平成 25 年 3 月 15 日

都道府県医師会長殿

社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武



TPP 交渉参加について

平素は、本会会務運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日（2013 年 3 月 15 日）18 時に、安倍内閣総理大臣が日本の TPP 交渉参加に関する記者会見が行われる予定と聞いております。

本会では、安倍首相が日米首脳会談で渡米する直前の 2 月 20 日に「TPP から国民皆保険を守るために」として安倍首相をはじめとした政府関係者に申し入れを行いました（資料 1）。

その後、日米首脳会談後の 2 月 27 日に「TPP 交渉参加判断に対する意見」として、TPP 交渉参加によって国民皆保険が揺るがされることがないよう、重ねて申し入れを行うとともに、定例記者会見を行っております（資料 2）。

日米首脳会談以降、安倍首相は国会答弁において、「公的医療保険制度は TPP 交渉の議論の対象になっていない。国民皆保険を揺るがすことは絶対はない」と述べられています。また、自民党の外交・経済連携調査会「TPP 交渉参加に関する決議」においても、「守り抜くべき国益」として、国民皆保険と公的薬価制度を決議しています。

日本医師会では、本日の安倍首相の記者会見後、「TPP 交渉参加について」（資料 3）のメッセージを出すことを予定しております

つきましては、都道府県医師会におかれましても、問い合わせ等があるかと存じますので、ご参考までにお送り申し上げます。

2013 年 2 月 20 日

内閣総理大臣

安倍 晋三 先生

TPP から国民皆保険を守るために

社団法人 日本医師会

会長 横倉 義武

日本医師会は、かねてから TPP 交渉参加によって国民皆保険が毀損されることに懸念を表明してまいりました。ここに改めて日本医師会の見解をお渡しする次第です。

政府は、日本の公的医療保険制度は TPP の議論の対象となっていない模様であると伝えています。しかし、今までの日本に対するアメリカからの市場化要求を振り返れば、医療への株式会社参入や、中医協での薬価決定プロセスへの干渉が行われており、TPP 交渉参加によって、公的医療保険制度を揺るがすことを懸念しています。①知的財産分野における薬価や医療技術等、②金融サービスにおける公的医療保険に対する民間保険の参入、③投資分野における株式会社の参入の 3 つが対象になれば、国民皆保険の崩壊につながります。

すなわち、薬価の高止まりや、民間医療保険会社の私的医療保険拡大による混合診療の全面解禁、また、医療本体に株式会社が参入し、優良顧客（患者）の選別や自由診療の拡大が懸念されるからです。

また、高額な医薬品を提供する製薬メーカーや民間医療保険は参入できないため、ISD 条項により、日本の公的医療保険制度が参入障壁であるとして提訴されるおそれもあります。

安倍首相も「国民皆保険制度を守る」と仰っており、日本医師会も国民皆保険を守るという方向性はまったく同じであります。具体的には、第 1 に公的な医療給付範囲を将来にわたって維持すること、第 2 に混合診療を全面解禁しないこと、第 3 に営利企業（株式会社）を医療機関経営に参入させないこと、の 3 つが守られることにより、世界に誇る「国民皆保険」と言えます。

日本の国益に反する形での TPP 交渉参加には反対します。誰もがいつでも、安心して適切な医療を受けることができる素晴らしい医療制度「国民皆保険」を守り抜くために、特段のご配慮をお願い申し上げます。

2013 年 2 月 27 日

内閣総理大臣

安倍 晋三 先生

TPP 交渉参加判断に対する意見

社団法人 日本医師会

会長 横倉 義武

2013 年 2 月 22 日、安倍晋三内閣総理大臣は、米国でオバマ大統領と会談を行い、日米共同声明を発表しました。

両首脳交渉の結果、日米共同声明では「二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まってくるものであることから、TPP 交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する。」とされております。

日本医師会は、将来にわたって国民皆保険を堅持することを強く求めると同時に、ISD 条項により日本の公的医療保険制度が参入障壁であるとして外国から提訴されることに懸念を示して参りました。そして、訪米直前の安倍首相に対し、TPP 交渉参加によって国民皆保険が揺るがされないことを重ねてお願いいたしました。

「日米首脳会談（概要）」（外務省）によると、「TPP 交渉に関しては、先の衆院選では、聖域なき関税撤廃を前提にする限り、TPP 交渉参加に反対するという公約を掲げ、また、自民党はそれ以外にも 5 つの判断基準を示した」とあります。その 5 つの判断基準である「J-ファイル 2012 自民党総合政策集」の中には、「国民皆保険制度を守る」「国の主権を損なうような ISD 条項は合意しない」の 2 つが含まれています。また、安倍首相も「国民皆保険制度を守る」と仰っており、日本医師会も、誰もがいつでも、安心して適切な医療を受けることができる素晴らしい医療制度である「国民皆保険」を守るという方向性はまったく同じであります。

しかし、日本医師会は **TPP** 交渉参加によって、公的医療保険制度が揺るがされることを懸念しており、①知的財産分野における薬価や医療技術等、②金融サービスにおける私的医療保険の拡大、③投資分野における株式会社の参入、の3つが対象になれば、国民皆保険の崩壊につながると考えます。

日本医師会は、日本の国益に反する形での **TPP** 交渉参加には反対します。世界に誇る国民皆保険を守るためには、第1に公的な医療給付範囲を将来にわたって維持すること、第2に混合診療を全面解禁しないこと、第3に営利企業（株式会社）を医療機関経営に参入させないこと、の3つが必要です。**TPP** 交渉参加を判断する上で、この3つの条件が守られるよう、日本医師会としても厳しく求めています。

2013 年 3 月 15 日

TPP 交渉参加について

社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武

2013 年 3 月 15 日、安倍晋三内閣総理大臣は、TPP 交渉参加を表明しました。

日米首脳会談以降、安倍首相は国会答弁において、「公的医療保険制度は TPP 交渉の議論の対象になっていない。国民皆保険を揺るがすことは絶対にない」と述べられています。また、自民党の外交・経済連携調査会「TPP 交渉参加に関する決議」においても、「守り抜くべき国益」として、国民皆保険と公的薬価制度を決議しています。日本医師会も、誰もがいつでも、安心して適切な医療を受けることができる素晴らしい医療制度である「国民皆保険」を堅持するという方向性はまったく同じであります。

日米共同声明では「TPP 交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する」とありますが、TPP に新たに参加する国に対しては、①合意済みの部分をそのまま受け入れ、議論を蒸し返さないこと、②交渉の進展を遅らせないこと、③包括的で高いレベルの貿易自由化を約束すること、という条件が付されていることも判明し、TPP 交渉で日本の公的医療保険の給付範囲が縮小する懸念はなおも消えません。

日本医師会は、かねてから、将来にわたって国民皆保険を堅持することを強く求めると同時に、ISD 条項により日本の公的医療保険制度が参入障壁であるとして外国から提訴されることに懸念を示して参りました。

今後、日本は TPP 交渉に参加して議論をすることになりますが、日本医師会は、世界に誇る国民皆保険を守るために、第 1 に公的な医療給付範囲を将来にわたって維持すること、第 2 に混合診療を全面解禁しないこと、第 3 に営利企業（株式会社）を医療機関経営に参入させないこと、の 3 つが絶対に守られるよう、厳しく求めています。もし、日本の国益に反すると判断された場合は、TPP 交渉から速やかに撤退するという選択肢も持つべきです。

政府におかれましては、TPP 交渉において、国益を損ねることのないよう、全力で外交交渉に当たられることを強く望みます。